平成２４年（再イ）第７号
広島県廿日市市新宮２丁目４番38号
再生債務者　阿部　浩志
1　決議に付する再生計画案　平成24年11月22日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年５月８日
3　再生計画案に対する回答期間　平成25年５月８日まで
平成25年４月10日
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（再イ）第４３号
鹿児島県鹿児島市鴨池２丁目15番10号　パレス鴨池206号
再生債務者　篠﨑浩一郎
1　決議に付する再生計画案　平成25年３月29日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年５月10日
3　再生計画案に対する回答期間　平成25年５月10日まで
平成25年４月８日
鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２４年（再イ）第４２３号
大阪府東大阪市西堤本通西１丁目４番15号
再生債務者　外装工房梅商こと　梅本　省平
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成25年４月９日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（再イ）第２１３号
さいたま市緑区大字大門1377番地１　レオパレスさくら209
再生債務者　菅間　秀人
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成25年４月10日
さいたま地方裁判所第３民事部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２５年（再ロ）第２号
大阪府泉大津市虫取町２丁目16番20号
再生債務者　阪田　将城
1　決定年月日時　平成25年４月９日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年５月７日まで
4　一般異議申述期間　平成25年５月14日から平成25年５月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

平成２５年（再ロ）第２号
大分市久原中央２丁目６番13号
再生債務者　木田　泰三
1　決定年月日時　平成25年４月９日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年５月７日まで
4　一般異議申述期間　平成25年５月21日から平成25年６月11日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２４年（再ロ）第１０００８号
東京都日野市豊田１丁目13番地の１ライオンズマンション豊田南803
再生債務者　瀬戸　雅彦
1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年３月28日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成25年５月１日まで
平成25年４月10日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

国家公務員共済組合連合会職員共済組合定款の一部変更について

国家公務員共済組合連合会職員共済組合定款（平成13年４月１日制定）を次のように変更する。
平成 25 年３月 29 日
国家公務員共済組合連合会職員共済組合代表者
国家公務員共済組合連合会理事長　尾原　榮夫

第17条第１項第３号及び第４号を次のように改める。
⑶　出産費附加金
⑷　家族出産費附加金
第17条第１項第８号から第11号までを削る。

第18条第１号中「25,000円」を「25,000円（被扶養者が当該診療を受けた月における組合員の標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、50,000円）」に改め、同条第２号中「当該」を「これらの規定により支給される」に、「50,000円」を「50,000円（当該高額療養費の計算の基礎となる療養を受けた月における組合員の標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、100,000円）」に改める。
第20条及び第21条を次のように改める。
（出産費附加金）
第20条　法第61条第１項の規定により出産費を支給する場合は、40,000円を出産費附加金として支給する。
（家族出産費附加金）
第21条　法第61条第３項の規定により家族出産費を支給する場合は、40,000円を家族出産費附加金として支給する。
第22条に次の１項を加える。
2　法第63条第２項の規定により埋葬料を支給する場合において、埋葬に要した費用に相当する金額が同条第１項に規定する政令で定める金額を超えるときは、当該埋葬に要した費用に相当する金額から当該政令で定める金額を控除して得た金額を埋葬料附加金として支給する。ただし、当該埋葬料附加金の金額が50,000円を超えるときは、これを50,000円とする。
第24条中「休職になった日から３年（傷病手当金附加金支給期間が１年に満たない場合は、傷病手当金附加金支給開始後１年）」を「傷病手当金附加金支給開始後６月」に改める。
第25条から第27条までを次のように改める。
第25条から第27条まで　削除
第31条第１項の表中「$\frac{4.60}{1,000}$」を「$\frac{4.21}{1,000}$」に、「$\frac{9.20}{1,000}$」を「$\frac{8.42}{1,000}$」に改める。
附則第３条中「、第25条及び第26条並びに」を「及び」に改める。
附則第４条を次のように改める。
第４条　削除
附則第６条第１項第１号中「25,000円」を「25,000円（当該療養の給付等の計算の基礎となる療養を受けた月における標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、50,000円）」に改め、同項第２号中「50,000円」を「50,000円（当該高額療養費の計算の基礎となる療養を受けた月における標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、100,000円）」に改める。

附　則
1　この変更は、平成25年４月１日から施行する。
2　この変更の施行の日（以下「施行日」という。）前に行われた診療、手当若しくは薬剤の支給又は訪問看護（以下「診療等」という。）に係る変更前の第18条の規定による家族療養費附加金若しくは家族訪問看護療養費附加金又は附則第６条の規定による一部負担金払戻金の支給については、なお従前の例による。
3　変更後の第18条第１号及び附則第６条第１項第１号の規定にかかわらず、診療等の行われた日が施行日から平成25年９月30日までの間にある場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「25,000円（被扶養者が当該療養を受けた月における組合員の標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、50,000円）」及び「25,000円（当該療養の給付等の計算の基礎となる療養を受けた月における標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、50,000円）」とあるのは「25,000円」と、診療等の行われた日が平成25年10月１日から平成26年３月31日までの間にある場合にあっては、これらの規定中「50,000円」とあるのは「30,000円」と、診療等の行われた日が平成26年４月１日から平成27年３月31日までの間にある場合にあっては、これらの規定中「50,000円」とあるのは「40,000円」とする。